

令和3年2月1日

保護者様

大田区立入新井第二小学校
校長 古庄 輝男

タブレット端末の活用・貸与について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

先日配布しました、大田区教育委員会からの「タブレット端末の活用について」に記載のとおり、児童一人に一台のタブレット端末を貸与し、学習での活用を図ります。保護者の皆様におかれましては、何卒、本事業の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願いいたします。

タブレット端末の貸与につきましては、お願いがございますので、次を御確認ください。

記

- (1) 実施にあたり、「タブレット端末貸与申請書」を2月4日（木）までに、必ず御提出ください。（お子様一人につき、1枚となります。）
表面の点線の下、及び裏面は、学校側で記入しますので、記入の必要はありません。
- (2) タブレット端末の持ち帰りは、第6学年は2月5日（金）、他の学年は2月10日（水）に開始いたします。お子様がタブレットを持ち帰りましたら、初期の動作確認及びインターネットへの接続テストを行ってください。
接続方法等につきましては、「児童用 Chromebook 貸出端末マニュアル」を御参照ください。
「児童用 Chromebook 貸出端末マニュアル」は、ホームページに掲載いたします。
接続できない場合は電源のオン・オフ等の確認をお願いします。また、今後、児童がタブレットを持ち帰った際は、御家庭での充電をお願いいたします。
- (3) お子さんのID及びパスワード記載のカードを入れた赤いネームホルダーを、児童を通してお渡しいたします。卒業まで使用いたします。ご家庭で管理・保管をお願いいたします。
- (4) 後日配布予定の「大田区『持ち帰りタブレット活用のルール』」の内容について、御家庭でも指導していただきますようお願いいたします。
- (5) 第4学年から第6学年の児童のうち、インターネット環境が無い御家庭の児童には、モバイルルーターを学校から貸与します。「モバイルルーター貸与申請書」を御提出ください。尚、既にインターネット環境が御家庭にある場合は、モバイルルーターの貸与対象となりません。御了承ください。
第1学年から第3学年の児童については、令和3年6月から貸与予定です。
- (6) 御家庭のルーターとタブレットを有線接続することで、インターネット接続を可能にするUSB LANアダプターが必要な場合は、学校へお申し出ください。